

## 長崎県公衆浴場施設整備改善資金利子補給補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、公衆衛生上、公衆浴場施設の近代化及び衛生水準等の向上を図るため、予算の定めるところにより施設整備改善資金として、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から貸付けを受けた公衆浴場経営者（以下「営業者」という。）に対し、長崎県公衆浴場施設整備改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第369号）に定めるもののほか、この要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この実施要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 公衆浴場

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により営業許可を受け、入浴料金については物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けている公衆浴場をいう。

#### 2 施設整備改善資金

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づき、公庫から公衆浴場の施設又は設備の改善若しくは整備に要する資金として貸付けを受けた資金をいう。

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、施設整備改善資金の利子支払額とし、その補助額は、前年度施設整備改善資金の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た金額とする。）に対し、3パーセント以内の利子補給率を乗じて得た額とする。

2 施設整備改善資金融資額の補助対象限度額は、千万円とする。

### (補助金の支給の期間)

第3条の2 第1条の規定により県が交付する補助金の支給期間は、施設整備改善資金の貸付けを受けた年度の次の年度から起算して7年間とする。

### (申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定により交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、当該年度の5月31日までに、長崎県公衆浴場生活衛生同業組合（以下「組合」という。）を経由して提出するものとする。

- 1 実績書（様式第1号）
- 2 公衆浴場施設整備改善等理由書（様式第2号）
- 3 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

### (補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の条件は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、利子補給補助事業終了の翌年度から5年間保存しておくこととする。

### (補助金の請求)

第6条 規則第16条の補助金交付請求書は、額の確定通知を受けた日から1週間以内に組合を経由して提出するものとする。

### (利子補給補助金の交付手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第7条及び第14条の手続は併合し、規則第13条の規定による実績報告の提出は、省略するものとする。

### (保健所との協議)

第8条 営業者は、事前に営業施設の住所地を管轄する保健所とこの補助金の申請につ

いて協議するものとする。

(雑則)

第9条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

実 績 書

貸付番号	：
貸付年月日	年 月 日
貸付金額	円
元金支払開始年月日	年 月 日

浴場名  
住所  
氏名

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)

償還日	償 還 額		融 資 残 高		貸付期間	日 数 (F)	年 間 獲 得 数 (E) × (F) (G)	融 資 平 均 残 高 (G) / 365 (H)	利子補給補助金
	約定償還額 (元利合計A)	繰上償還額 (B)	計 (A+B)	総 額 (C)					
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
計									

公衆浴場施設整備改善資金については、上記のとおりであります。

平成 年 月 日

金融機関名

印

(注) 月毎に、償還額、融資残高、日数を記入願います。

\_\_\_\_\_保健所長 様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人の場合は名称及び代表者名)

公衆浴場施設整備改善等理由書

公衆浴場の経営の近代化、合理化を図るため次のとおり設備改善を行ったので、  
よろしくお取り計らい願います。

1 施設改善について

① 施 設 の 名 称

② 施設の改善理由

③ 設備改善の内容

(1) 概 要

(2) 工事費総額

(3) 工事着工年月日

(4) 工事完了年月日

2 確認事項について

申請者が公衆浴場関係法令に関して当該年度内に処分を受けたことの有無

ア ない イ ある (内容別記)

年 月 日

\_\_\_\_\_保健所長 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住所  
氏名 印

誓約書

私は、平成○○年度長崎県公衆浴場施設設備改善資金利子補給補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、□ にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。